

改正案	現行
<p>（経営強化計画の提出）            第三条（略）            2 前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 信用金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>イ 当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員である法人の役員若しくは使用人以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該信用金庫の理事若しくは職員又は当該信用金庫の子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。第三号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。</p> <p>ハ 当該信用金庫の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。</p> <p>二 信用協同組合の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <p>イ 当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員である法人の役員若しくは使用人以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該信用協同組合の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をいう。第四号ロにおいて同じ。）の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。</p> <p>ハ 当該信用協同組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配</p>	<p>（経営強化計画の提出）            第三条（略）            2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 信用金庫の監事のうち、当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の会員である法人の役員若しくは使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用金庫の理事若しくは職員又は当該信用金庫の子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。第三号において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたもの。</p> <p>二 信用協同組合の監事のうち、当該信用協同組合の組合員又は当該信用協同組合の組合員である法人の役員若しくは使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用協同組合の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をいう。第四号において同じ。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたもの。</p>

偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

三 信用金庫連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該信用金庫連合会の会員である信用金庫の役員又は職員以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該信用金庫連合会の理事若しくは職員又は当該信用金庫連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。

ハ 当該信用金庫連合会の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

四 信用協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該信用協同組合連合会の会員である中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八条第五項に規定する組合又は協同組合の役員又は使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該信用協同組合連合会の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合連合会の子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員若しくは使用人でなかったこと。

ハ 当該信用協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十九条 法第十二条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）以下この条及び第二十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項、第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）若しくは第十四条第十項の規定により提出したものの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法

三 信用金庫連合会の監事のうち、当該信用金庫連合会の会員である信用金庫の役員又は職員以外の者であつてその就任の前五年間

当該信用金庫連合会の理事若しくは職員又は当該信用金庫連合会の子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったもの

四 信用協同組合連合会の監事のうち、当該信用協同組合連合会の

会員である中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第八条第五項に規定する組合又は協同組合の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該信用協同組合連合会の理事若しくは使用人又は当該信用協同組合連合会の子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったもの

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十九条 法第十二条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）以下この条及び第二十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項、第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第十項の規定により提出したものの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第

第十二条第一項若しくは第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該金融機関等が当該実施期間内に法第十三条第三項若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一（三）（略）

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一（三）（略）

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十四條 法第二十二條第一項前段(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項、第十七條第七項(法第十九條第五項において準用する場合を含む。))、第二十三條第三項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。若しくは第二十四條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたものをいう。の実施期間の終了の日から三月以内(当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三條第三項若しくは第二十四條第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。))を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(法第二十條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。))又は取得貸付債権(法第二十條第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。))の全部につき

(法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出)

第五十四條 法第二十二條第一項前段(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第一項、第十七條第七項(法第十九條第五項において準用する場合を含む。))、第二十三條第三項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十四條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたものをいう。の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。))を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三條第三項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十四條第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

その処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

一（四）（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出）

第五十六條 法第二十二條第三項前段（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六條第二項若しくは第三項、第十七條第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九條第五項において準用する場合を含む。）、第二十三條第三項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二條第三項（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）、第二十三條第四項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）、第二十四條第

一（四）（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第二十條第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。）を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出）

第五十六條 法第二十二條第三項前段（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六條第二項若しくは第三項、第十七條第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九條第五項において準用する場合を含む。）、第二十三條第三項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二條第三項（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）、第二十三條第四項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）、第二十四條第

五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は同条第十項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三条第四項若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第二項又は第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一～三（略）  
2・3（略）

（法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出）  
第八十一条 法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の

準用する場合を含む。）又は同条第十項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該金融機関等が当該期間内に法第二十三条第四項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一～三（略）  
2・3（略）

（法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出）  
第八十一条 法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(法第三十二条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十二条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十二条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

(法第三十二条第三項等の規定による経営計画の提出)

第八十三条 法第三十二条第三項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)又は経営計画(法第三十二条第三項又は第三十四条

一・二 (略)

2 (略)

(法第三十二条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十二条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十二条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(法第三十二条第三項等の規定による経営計画の提出)

第八十三条 法第三十二条第三項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画(法第二十七条第一項若しくは第三十四条第三項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)又は経営計画(法第三十二条第三項又は第三十四条

第五項の規定により提出したものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)  
2・3 (略)

(法第三十三條第四項等の規定による経営指導計画の提出)  
第八十四條 法第三十三條第四項(法第三十四條第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

第五項の規定により提出したものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該協同組織金融機関が当該期間内に法第三十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)  
2・3 (略)

(法第三十三條第四項等の規定による経営指導計画の提出)  
第八十四條 法第三十三條第四項(法第三十四條第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(同項ただし書に該当する場合にあつては、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該経営指導計画に役員の履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。

2 (略)

改正帳	現 行
<p>様式第一（第3条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第8（略） （記載上の注意）</p> <p>1．～5．（略）</p> <p>6．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p><u>監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>7．～10．（略）</p> <p>（別表1）・（別表2）（略）</p>	<p>様式第一（第3条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1～第8（略） （記載上の注意）</p> <p>1．～5．（略）</p> <p>6．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> </ul> <p><u>委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>7．～10．（略）</p> <p>（別表1）・（別表2）（略）</p>

改正録	現 行
<p>様式第二（第 32 条関係）<span style="float:right">（日本工業規格 A 4）</span></p> <p style="text-align:center">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align:right">年 月 日提出</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>第 1 ～ 第 10 （略） （記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 6 . （略）</p> <p>7 . 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （略）</li> </ul> <p><u>監査等委員会設置会社（会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>8 . ～ 12 . （略）</p> <p>（別表 1）・（別表 2） （略）</p>	<p>様式第二（第 32 条関係）<span style="float:right">（日本工業規格 A 4）</span></p> <p style="text-align:center">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align:right">年 月 日提出</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>第 1 ～ 第 10 （略） （記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 6 . （略）</p> <p>7 . 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （略）</li> </ul> <p><u>委員会設置会社（会社法第 2 条第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>8 . ～ 12 . （略）</p> <p>（別表 1）・（別表 2） （略）</p>

必 出 帳	取 込
<p>様式第三（第 39 条及び第 40 条関係）（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1 ～ 第 10 （略） （記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 6 . （略）</p> <p>7 . 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （略）</li> </ul> <p><u>監査等委員会設置会社（会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>8 . ～ 12 . （略）</p> <p>（別表 1）・（別表 2）（略）</p>	<p>様式第三（第 39 条及び第 40 条関係）（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1 ～ 第 10 （略） （記載上の注意）</p> <p>1 . ～ 6 . （略）</p> <p>7 . 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「業務遂行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （略）</li> </ul> <p><u>委員会設置会社（会社法第 2 条第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</u></p> <p>(3)～(8) （略）</p> <p>8 . ～ 12 . （略）</p> <p>（別表 1）・（別表 2）（略）</p>